

## 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書

医療機関等での患者の自己負担が上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たしています。

昨年12月24日の厚労・財務大臣折衝で、高額療養費制度の見直し案が合意されました。制度見直しは、多数回該当の据え置きや現役世代への年間上限額の新設、年収200万円未満の所得区分での多数回該当の引き下げなど長期療養者に配慮する一方、2026年8月に自己負担限度額を一律引き上げた上で、2027年8月には所得を細分化し限度額をさらに引き上げます。引き上げ対象となる年1回から3回制度を利用する人は利用者の8割におよび、またすべての所得区分で負担増となります。

高額療養費制度は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念につながりかねません。

今、日本は物価上昇に賃金が追いつかず家計が厳しい状況にあります。その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、下記の項目について求めます。

### 記

#### 1 高額療養費制度の自己負担上限額の引き上げを行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月13日

長野県上伊那郡南箕輪村議会  
議長 笹沼美保

(宛先)

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣